

杉並区空家等利活用相談窓口

空き家個別相談会を開催します

区では、民間事業者との協働により、空き家の利活用等について相談できる「杉並区空家等利活用相談窓口」を開設しています。今回は、杉並区役所1階ロビーにて個別相談会を行います。相談は無料ですので、ぜひこの機会にご相談ください。

開催日 2026年4月23日(木)・24日(金)

予約時間

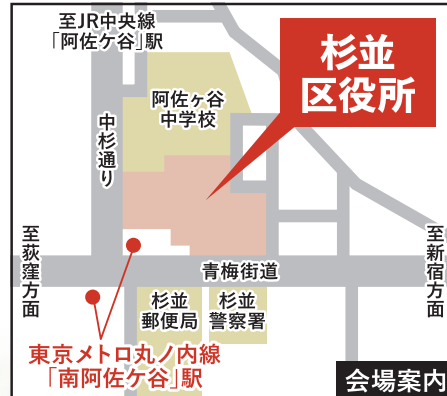
- ① 10時 ② 11時 ③ 13時
④ 14時 ⑤ 15時

※各回ご相談の時間は1時間程度を予定しています

開催場所

杉並区役所1階ロビー

〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1



ご相談できる方

- 区内にある空家等を所有している方(親族・代理人を含む)
 - 区内に空家等となるおそれがある建築物を所有している方(親族・代理人を含む)
 - 区内在住の方で空家等(区内・区外)を所有している方(親族・代理人を含む)
- ※個別相談会の利用はお一人様一回までとなります。

2日間とも、税務・登記に関するご相談が可能です

税理士法人 WEST BRAIN 代表社員 西 英昭

KATSU JUDICIAL SCRIBE 勝司法書士法人 興山 幸治

今、空き家問題が注目を浴びているのは、世帯数が減少傾向にある一方で、空き家数は増加傾向にあることによります。空き家の発生を抑制するための特例税制を知っていただき、空き家の利活用を考えるきっかけとして是非この相談会をご利用ください。

「空き家を相続した際、まず何から始めれば良いのかわからない」、「相続や登記についてどこに相談したら良いのかわからない」といった相談にお答えします。2024年4月から相続登記申請の義務化も始まりましたので、ぜひお気軽にご相談ください。

同時開催

＼解りやすくまとめました/
「空き家」に関する
パネル展示を行います

展示内容

- 空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除について
- 空き家の除却助成制度
- 空き家の利活用について

空き家に関する様々な
役立つ情報を展示予定!

2026年4月1日(水)
申し込み開始

※原則として、事前予約をいただいた方が優先となりますが、事前にお申し込みいただいていない場合でも、空枠があればご利用いただけます。お気軽にお越しください。

WEBからの
お申し込みは
こちらから



https://www.hosoda.co.jp/contact-form/real_estate/suginami/event/e2026_04/

申し込み先 電話でご予約の際は「区役所個別相談会」とお伝えください

☎ 03-5397-7717 (営業時間) 午前8時30分~午後5時30分 (毎週水曜・日曜定休) ✉ suginami-akiya@hosoda.co.jp

※杉並区と協定を結んでいる株式会社細田工務店の連絡先です ※区住宅課空家対策係でも予約を受け付けています



杉並区 都市整備部 住宅課 空家対策係
03-3312-2111 (代)



東京都杉並区
阿佐谷南3-35-21